

平成 28 年 10 月 21 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(JASDAQ: 3043)
代 表 者 代表取締役 門村 研三
問 合 せ 先 財務&経企責任者 小田 真理
(TEL: 03-3454-2061)

第三者委員会による調査報告書(中間)の受領に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 7 月 20 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、過年度の業績の一部に疑義があることが判明したため、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

このたび、第三者委員会から本日付で調査報告書(中間)を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会による調査報告書(中間)の内容

報告の内容は、添付資料「調査報告書(中間)」をご覧ください。

2. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、第三者委員会の調査報告書(中間)の受領を受け、その内容を精査した上で過年度決算への影響等を慎重に検討し、必要に応じ、過年度決算の適切な訂正を行う方針です。

当社の一時会計監査人については、本日現在、具体的な目途はたっておりませんが、引き続き選任交渉を行い、一時会計監査人を選定した上で、訂正した過年度決算の会計監査を受け、訂正有価証券報告書等を提出し、更に、提出が遅延している平成 28 年 5 月期有価証券報告書及び平成 29 年 5 月期第 1 四半期報告書についても、一時会計監査人による会計監査を受けこれらを提出する方針です。

当社は、再発防止策の提言を含む調査報告書の最終版を受領する予定ですが、現在のところ具体的な受領時期は示されておりません。

なお、修正されるべき損益計算書の主要項目及び純資産額については、判明次第お知らせいたします。

3. 今後の見通し

当社は、平成 28 年 9 月 2 日付「違約金に関する和解に向けた協議開始のお知らせ」及び平成 28 年 9 月 26 日付「Oak キャピタル株式会社に対する違約金に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、Oak キャピタル株式会社に対し、和解を前提とし違約金 2 億円を支払っていること等から、平成 27 年 10 月 21 日付「通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において公表した平成 28 年 5 月期通期業績予想を下回る可能性があり、上記、必要に応じた過年度決算の訂正に伴い、平成 28 年 5 月期通期業績予想に影響が生じた場合にも、当該業績予想を下回る可能性があります。

また、当社は、平成 28 年 9 月 29 日付「第 17 回定時株主総会継続会の終結に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当該継続会において、報告事項である「第 17 期(自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 5 月 31 日)事業報告の内容報告の件」及び決議事項である「第 17 期(自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 5 月 31 日)計算書類承認の件」を取り下げております。

当社は、改めて臨時株主総会を開催し、第 17 期の事業報告の内容報告及び計算書類承認の決議を

お願いする予定です。本日現在、臨時株主総会の開催日等は未定ですが、日程が決まり次第お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

今後は当社役員及び社員が一丸となって信頼回復に誠心誠意努めてまいり所存でございますので、何卒引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

モジュール株式会社 御中

調査報告書(中間)

モジュール株式会社
第三者委員会

平成28年10月21日

第1 当委員会の概要.....	2
1. 当委員会設置に至る経緯.....	2
2. 当委員会の構成.....	2
3. 調査の目的及び調査の対象.....	2
(1) 調査の目的.....	2
(2) 調査の範囲.....	2
4. 調査の方法.....	3
5. 調査事項及び資料の限定.....	3
第2 疑義取引の事実関係.....	4
1. 資産の売却にかかる関連取引（取引1）.....	4
(1) 取引の概要.....	4
(2) 取引の実態.....	5
(3) 対象となった資産の概要.....	6
2. 仕入販売取引（取引2）.....	10
(1) 取引の概要.....	10
(2) 取引の実態.....	11
3. 期ずれ取引（取引3）.....	12
(1) 取引の概要.....	12
(2) 取引の実態.....	13
4. 事業用コンピューターの取得にかかる取引（取引4）.....	14
(1) 取引の概要.....	14
(2) 取引の実態.....	15
5. ソフトウェアの取得にかかる取引（取引5）.....	16
(1) 取引の実態.....	16
(2) 資産の実在性.....	16
(3) 取得価格の妥当性.....	17
6. 取引1乃至取引4が行われた背景事情（主な原因）.....	18
第3 問題となる取引の会計処理における修正方針.....	20
1. 資産の売却にかかる関連取引（取引1）.....	20
2. 仕入販売取引（取引2）.....	21
3. 期ずれ取引（取引3）.....	21
4. 事業用コンピューターの取得にかかる取引（取引4）.....	21
5. ソフトウェアの取得にかかる取引（取引5）.....	21
6. 貸倒引当金の設定.....	22

第1 当委員会の概要

1. 当委員会設置に至る経緯

モジュール株式会社（以下、「対象会社」とする。）が平成28年7月20日付で公表した「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、監査役を主導とした社内調査において、過年度の業績の一部において疑義が判明したことにより、対象会社は直ちに対象会社とは利害関係の無い外部の第三者による厳密かつ厳正な調査を遂行すべく、第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2. 当委員会の構成

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長：吉田秀康（弁護士）

委員：山岸潤子（弁護士）

委員：奥山琢磨（公認会計士）

なお、調査委員は、対象会社と業務上の契約関係などの利害関係を有していない。

3. 調査の目的及び調査の対象

(1) 調査の目的

当委員会の調査は、対象会社が平成28年7月20日付で公表した「第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載されている過年度の業績の一部において判明した疑義に関して、事実関係・原因を調査し、再発防止策の検討・提言、同種事例の有無の調査を目的としている。

(2) 調査の範囲

当委員会は、対象会社の社内調査において判明した①無形固定資産に計上されているソフトウェアや賃貸用資産の一部を取得した際の取得価額の妥当性、②ソフトウェア仮勘定におけるソフトウェアの一部を取得した際の取得価額の妥当性、③一部取引先からの仕入計上の適切性を調査対象とするとともに、同種事例の取引の有無を確認することとした。

当該確認においては、調査の実施及び報告を迅速に行うことの重要性が高く、疑義が生じる資産は、最終的には売上取引として計上されることになる特性に鑑み、対象会社の売上高の5%以上の売上を計上した取引を抽出することとした。

社内調査の結果及び当委員会の抽出作業により調査の対象となった取引は、平成26年3月期及び平成27年3月期において行われた、以下の取引である（以下「調査対象取引」という）。

取引1 資産の売却にかかる関連取引

取引2 仕入販売取引

取引3 期ずれ取引

取引4 事業用コンピューターの取得にかかる取引

取引5 ソフトウェアの取得にかかる取引

4. 調査の方法

j 当委員会は、日本弁護士連合会による平成22年7月15日（同年12月17日改訂）付け「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に則り、以下の手法で調査を行った。

ア 関係者に対するヒアリング

調査対象取引は、対象会社の代表取締役であった（調査期間中に退任）a氏の主導により行われており、a氏のヒアリングを中心に行い、必要に応じて会社関係者に、また、可能な限り調査対象取引に関与した外部第三者のヒアリングを行った。

イ 対象会社及び関係者等の資料の収集、精査及び分析

対象会社より、対象会社の通帳、稟議書、契約書その他必要な関係資料の提供を受け、精査、分析を行った。

ウ パソコンデータ等の取得、精査及び分析

a氏より、電子メールデータの提供を受け、精査、分析を行った。また、その他関係者からも、必要に応じ電子メールの提供を受け、精査、分析を行った。

エ 実査

実在性に疑義があるハードウェア、ソフトウェアについて、実査を行った。

5. 調査事項及び資料の限定

調査対象取引は、複数の外部第三者を介在させ、実在する業務や商品を用いて取引が行われているものもあり、かつ、対象会社で保管されている稟議書や契約書等の証憑上は正常取引と相違がなく、更に、取引スキームの構築にかかる電子メール等の証憑は存在しないことから、客観資料から取引内容を把握し、その実在性等を検証することは、困難であった。

そこで基本的には、各取引を主導したa氏のヒアリングに依拠し、取引に関与した外部第三者が任意で提出した一部の証憑の突合、関係者とa氏の説明内容の整合性等を総合的に勘案することにより、検討せざるを得なかった。

第2 疑義取引の事実関係

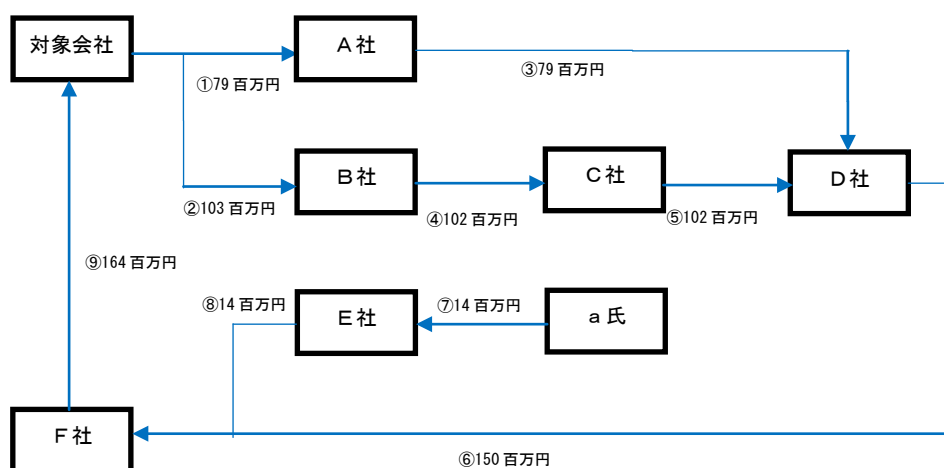
1. 資産の売却にかかる関連取引（取引1）

(1) 取引の概要

平成27年5月、対象会社は、A社及びB社に対し、WEB画面開発支援業務の委託費及びソフトウェアの機器購入代金として79百万円及び103百万円を支払った。

他方、同年同月、対象会社は、F社に対し、対象会社の複数の会社資産を一括して売却し、164百万円の売買代金を受領している。

しかしながら、取引1においては、下図のとおりのおりの資金の移動があったものと認められる。



ア ①の取引

対象会社はA社に対し、WEB画面開発支援業務の委託費として79百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

イ ②の取引

対象会社はB社に対し、ソフトウェアの機器購入代金として103百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

ウ ③の取引

A社はD社に対し、79百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

エ ④の取引

B社はC社に対し、102百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

オ ⑤の取引

C社はD社に対し、102百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

カ ⑥の取引

D社はF社に対し、150百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

キ ⑦の取引

a氏によれば、a氏はE社に対し14百万円を送金したとのことである。

ク ⑧の取引

a氏によれば、E社はF社に対し14百万円を送金したとのことである。

ケ ⑨の取引

対象会社は、F社より、資産の売却代金として164百万円を受領したことが証憑資料から認められる。

(2) 取引の実態

平成27年2月頃、対象会社が期首に策定した事業計画の進捗が思わしくなかったことから、a氏より、期末までに売上高2億円及び利益4000万円を必達する旨の目標が掲げられ、従業員に対しては、事業計画の達成に向けた強いプレッシャーがかけていた。しかしながら事業計画に対する進捗は芳しくなく、従業員らの営業活動によって事業計画を達成することは困難な状況にあった。

a氏は、本件取引にいたる経緯につき下記のように説明している。

即ち、対象会社は、これまで毎期において増収増益を継続していたことから、このような状況にあっても事業計画の未達を解消しなければならないと考え、後記の退職予定であった従業員b氏（b氏はa氏と旧知であり、後記H社及びI社の代表取締役であり、平成24年10月に対象会社に入社している。）がオペレーターとなっていたソフトウェア等を一括して売却することを考え、当該資産売却先として、b氏と既知であったF社に資産の売却について持ちかけた。

F社は、b氏への支援及び対象会社への資産譲受の意向を示し、対象会社との間にて平成27年3月期に売買契約を締結した。しかし、これを決済することが困難であったため、a氏は、対象会社において決済資金を確保することとし、平成27年5月、現実に別に受注した案件で、発注書上は対象会社が外部業者に委託するはずだった作業項目が別の作業項目と一緒に外部委託したことにより個別に発注する必要がなくなったWEB画面開発業務及びソフトウェアの機器購入取引を用いた架空の発注により、複数の第三者を経由した上で、決済資金を捻出し、当該資金を原資とした資産の売却を企図した。

以上より、取引1のうち対象会社とA社及びB社との間の取引は、F社の対象会社

に対する資産売却代金を捻出させるために行われた架空取引であったと認められる。

(3) 対象となった資産の概要

本件取引の対象となった資産は下表のとおりであるが、当該資産は、その売却の経緯から、実在性及び取得価格の妥当性について検討が必要であり、以下、対象となった資産を個別に検討する。

(税別)

	資産	売却価格
①	甲サーバー	62,760,000 円
②	甲サーバーセットアップ費用	1,240,000 円
③	乙ソフトウェア(A)	12,000,000 円
④	乙ソフトウェア(B)	13,000,000 円
⑤	乙ソフトウェア(C)	14,000,000 円
⑥	乙ソフトウェア(D)	4,000,000 円
⑦	乙ソフトウェア(E)	6,000,000 円
⑧	乙ソフトウェア(F)	5,000,000 円
⑨	乙ソフトウェア(G)	6,000,000 円
⑩	丙ソフトウェア	28,000,000 円

ア ①甲サーバー及び②甲サーバーセットアップ費用

a氏は、本件取引につき、次のとおり説明している。

a氏は、平成25年12月頃、個人的に使用するために、中古品販売業者であるG社において中古サーバー5台を確保していたところ、同時期に、対象会社の既存顧客より、サーバー老朽化のため予算化できていない中古の代替機の確保を依頼された。しかしながら、当該既存顧客より依頼を受けたサーバーは、前記個人的に確保していたサーバーと同機種で25台分となるが、25台を一括して確保することは困難であるため、対象会社としては、サーバーやその付属品等を分散して発注することとし、この作業をC社において行わせることとした。

その後、サーバーは、a氏が個人的に確保した5台を含めれば、G社において25台を確保することができたため、C社を介して対象会社が取得し(①甲サーバー)、対象会社において、取得した甲サーバーについて、G社とセットアップ等に関する協議を重ね、出荷までの準備を行っていた。

しかしながら、甲サーバーは、出荷予定日までの間に当該既存顧客よりキャンセルされてしまったため、平成27年3月、F社に対する資産の売却取引に混入することとした。

さらに、甲サーバーは、F社に売却されたものの、F社においてこれを保管す

るスペースがなかったことから、G社において引続き保管されていたものの、平成28年5月頃、G社の移転に伴う甲サーバーの引上げ要請に対し、対象会社において廃棄の指示を行い、G社において破棄等された。

甲サーバーが、対象会社の名義においてG社で保管され、出荷までの間に、G社とセットアップの打合せ等が行われ、見積もられたセットアップ費用1百万円が対象会社からG社に支払われていること（②甲サーバーセットアップ費用）は、前会計監査人による実査、関係者の説明や電子メール等の証憑からも、明らかである。

また、その取得に至る経緯においては、a氏が甲サーバーと同機種のサーバーを確保していたことが電子メールにより確認される一方、対象会社における甲サーバーの取得にかかる稟議申請書において、緊急案件につきC社に代替機の確保を委託する旨が記載され、実際に対象会社からC社に売買代金として29百万円が支払われていることが確認される。

しかしながら、a氏、C社の何れがG社から仕入れ、甲サーバーを対象会社に供給したのか、またはG社が直接対象会社に供給したのかは判然とせず、契約関係が曖昧であると共に、実際にG社に売買代金が支払われたのかも不明である。

イ ③乃至⑨（乙ソフトウェア（A）乃至（G））

乙ソフトウェア（A）乃至（G）の取得時の状況は、下表の通りである。

（税別）

	資産	取得価格	取得年月	取得元
③	乙ソフトウェア(A)	13,800,000 円	平成 25 年 4 月	K社
④	乙ソフトウェア(B)	15,800,000 円	平成 25 年 5 月	
⑤	乙ソフトウェア(C)	16,600,000 円	平成 25 年 6 月	
⑥	乙ソフトウェア(D)	26,100,000 円	平成 25 年 7 月	J社
⑦	乙ソフトウェア(E)			
⑧	乙ソフトウェア(F)			
⑨	乙ソフトウェア(G)			

乙ソフトウェアは、米国で開発された情報処理用ソフトウェアで、I社が日本国内独占販売権を取得したものであり、乙ソフトウェア（A）乃至（G）は、a氏の知人で、I社の代表取締役であるb氏が関与するJ社、K社において、乙ソフトウェアの営業を補助するソフトウェアとして開発されI社において、販売されていたものである。対象会社は平成25年2月、乙ソフトウェアの日本総代理店の権利を取得し、平成25年4月以降、J社、K社より乙ソフトウェア（A）

乃至（G）を取得し、乙ソフトウェア及び乙ソフトウェア（A）乃至（G）を販売している。

乙ソフトウェア（A）乃至（G）は、前記のとおり乙ソフトウェアの営業を補助するものであり、一例を挙げれば、乙ソフトウェアに集積された商品の販売実績や従業員の個別実績のデータ等を、乙ソフトウェアの補助ソフトウェアによりその分析内容を可視化することができるという関係にあるものである。a氏は、これらソフトウェアの販売手法につき、顧客に対する提案において、複数の補助ソフトウェアを紹介し、ひとつのデータが様々な角度から分析され、その結果を可視化できる優位性を示し営業しているのであって、複数の補助ソフトウェアを同時に提案し、顧客に選択してもらうことではじめて成約に至るものであると説明しており、これはb氏の説明でも同様であった。そして、対象会社は、このような提案を行うことによって、大手企業に対する乙ソフトウェア等に関する30百万円の販売実績をはじめ、利益を計上していることが確認される。

当委員会は、その実在性を確認するため、乙ソフトウェア（A）乃至（G）の操作画面を実査し、乙ソフトウェアとその補完ソフトウェアの販売手法の確認を行った。また、前会計監査人もその監査において操作画面の確認を行っており、乙ソフトウェア及び乙ソフトウェア（A）乃至（G）が実在していることは、これら実査から明らかである。

以上のとおり、a氏らが説明する乙ソフトウェア及び乙ソフトウェア（A）乃至（G）を一体とした販売手法には、合理性があり、かつ、利益を計上しているのであって、乙ソフトウェア及び乙ソフトウェア（A）乃至（G）の取得が不適正なものであったと結論づけることはできない。

ウ ⑩丙ソフトウェア

丙ソフトウェアは、英国で開発されたアプリケーションの設計情報の解析用ソフトウェアで、b氏が関与するK社において、日本国内販売権を取得し、K社において販売されていたものである。対象会社はK社より、平成24年4月に丙ソフトウェアの日本国内の独占販売権、同年7月に丙ソフトウェアを取得し、販売し、一定の実績をあげていた。

しかしながら、丙ソフトウェアは英国で開発されたものであり、日本語マニュアルがない状態であった。K社においては、その操作方法や使用方法等を日本語で表示したマテリアル・ドキュメントを作成しており、平成25年4月、対象会社はK社より同ドキュメント及びサポート用ライセンスを29百万円で取得したものである。そして、対象会社は、同ドキュメントを活用して営業することによって、利益を計上していることが確認される。

当委員会は、その実在性を確認するため、マテリアル・ドキュメントを実査し、同ドキュメントの確認を行った。また、前会計監査人もその監査において同様の

実査を行っており、同ドキュメントが実在していることは、これら実査から明らかである。

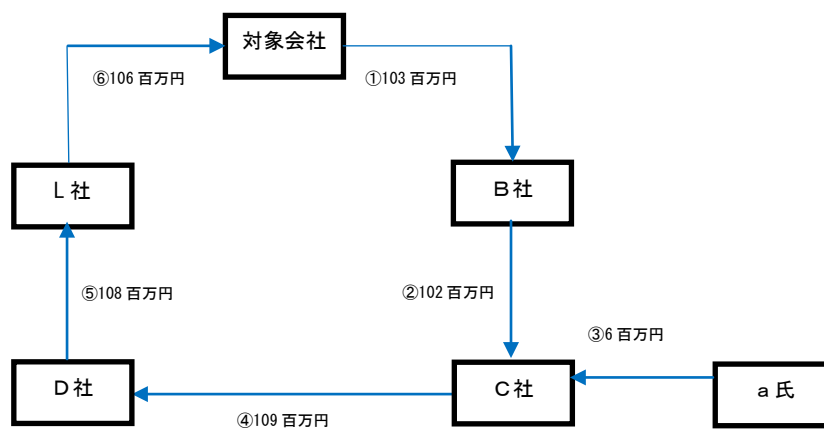
以上のおり、マテリアル・ドキュメントを含む丙ソフトウェアは実在しており、利益を計上しているのであって、丙ソフトウェア及びマテリアル・ドキュメント等の取得が不適正なものであったと結論づけることはできない。

2. 仕入販売取引（取引2）

(1) 取引の概要

平成27年4月、対象会社は、B社から、戊サーバーを購入しその売買代金として103百万円を支払い、同年同月、L社に対し同サーバーを販売しその売買代金として106百万円を受領している。

しかしながら、取引2においては、下図のとおりのお金の移動があったものと認められる。



ア ①の取引

対象会社はB社に対し、戊サーバーの購入代金として103百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

イ ②の取引

B社はC社に対し、102百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

ウ ③の取引

a氏によれば、C社の資金繰りの関係から、a氏において差額分を負担することを考え、同氏からC社に対し6百万円を支払ったとのことである。

エ ④の取引

C社はD社に対し、109百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

オ ⑤の取引

D社はL社に対し、108百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

カ ⑥の取引

対象会社は、L社より戊サーバーの販売代金として106百万円を受領したことが証憑資料から認められる。

(2) 取引の実態

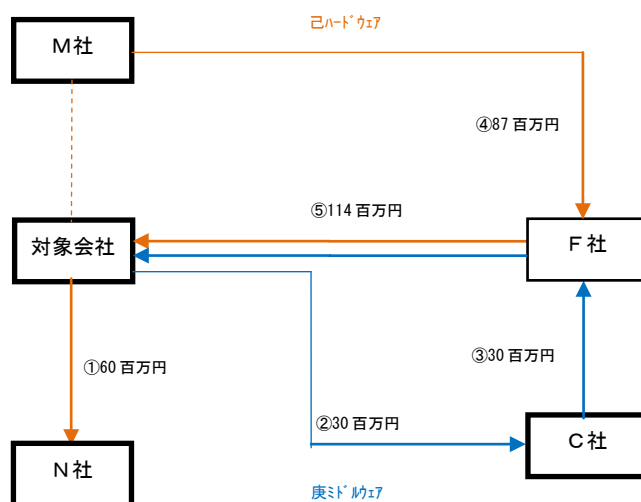
a氏は、本件取引に至る経緯につき、前記資産の売却と同じく事業計画の未達の解消のため、平成27年3月期に、第三者を介した架空循環取引を企図し、資金繰り上発生する差額分を自己で負担することとし、平成27年4月にこれを実行したと説明しており、取引2は、a氏により行われた架空循環取引であったと認められる。

3. 期ずれ取引（取引3）

(1) 取引の概要

対象会社は、平成26年3月に、C社から購入した庚ミドルウェアをN社から購入した己ハードウェアを組み込んでF社に販売し、売上を計上し、平成26年8月にその売買代金を受領している。

しかしながら、取引3は、下図のとおり、全ての取引につき平成26年8月29日に資金の移動があったものと認められる。



ア ①の取引

対象会社は、平成26年8月29日、N社に対し、己ハードウェアの購入代金として60百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

イ ②の取引

対象会社は、平成26年8月29日、C社に対し、庚ミドルウェアの購入代金として30百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

ウ ③の取引

C社は、平成26年8月29日、F社に対し、30百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

エ ④の取引

M社は、平成26年8月29日、F社に対し、87百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

オ ⑤の取引

対象会社は、平成26年8月29日、F社より、庚ミドルウェアを含む己ハード

ウェアの販売代金として114百万円を受領したことが証憑資料から認められる。

(2) 取引の実態

a氏は、取引3につき、対象会社は、平成26年3月期において、M社に対し、己ハードウェアを販売し、売上を計上できる見込みであったが、M社の検収が平成26年3月期に完了できないことから、対象会社においては、平成27年3月期に売上計上される見通しとなったため、同取引にF社を介在させ平成26年3月期に期ずれさせることとし、かつ、同取引に架空循環取引を介在させることにより対象会社の平成26年3月期における売上高を2,000百万円とさせることを企図したと説明している。

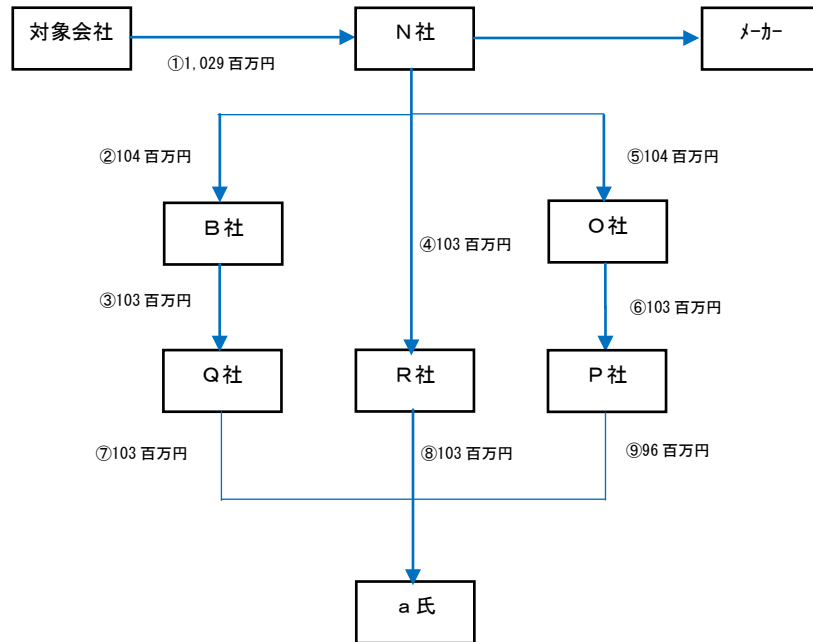
取引3は、a氏により行われた己ハードウェアの早期計上に加え、売上の増加を目的とした庚ミドルウェアの架空循環取引が介在した取引であることが認められる。

4. 事業用コンピューターの取得にかかる取引（取引4）

(1) 取引の概要

平成27年3月、対象会社は、事業用コンピューターを取得しその売買代金として1,029百万円を支払っている。

しかしながら、取引4本件取引は、下図のと通りの資金の移動があったものと認められる。



ア ①の取引

対象会社は、N社に対し、事業用コンピューターの購入代金として1,029百万円を支払ったことが証憑資料から認められる。

イ ②の取引

a氏によれば、N社はB社に対し、104百万円を送金したとのことである。

ウ ③の取引

a氏によれば、B社はQ社に対し、103百万円を送金したとのことである。

エ ④の取引

a氏によれば、N社はR社に対し、103百万円を送金したとのことである。

オ ⑤の取引

N社はO社に対し、104百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

カ ⑥の取引

○社はP社に対し、103百万円を送金したことが証憑資料から認められる。

キ ⑦乃至⑨の取引

a氏によれば、同氏は、Q社及びR社から各々103百万円、P社から96百万円、合計303百万円を受領したとのことである。

(2) 取引の実態

a氏は、本件取引に至る経緯につき、当時、購入を予定していた事業用コンピューターの価格交渉において、通常想定していたものより大幅な値引きが実現したため、本件取引の値引相当額を一旦外部に流出させることを企図し、N社とB社、○社、R社との間に値引相当額の架空取引を作出し、値引相当額を、R社、P社及びQ社を通じて収受したと説明しており、取引4のうち、N社とB社、○社、R社との間の各取引は、架空取引であることが認められる。

5. ソフトウェアの取得にかかる取引（取引5）

対象会社は、H社から丁ソフトウェアの所有権を取得しているが、取引1の検討において、H社の100%子会社であるI社、並びにH社及びI社の代表取締役であるb氏に関連する取引（乙ソフトウェア等）が問題として抽出されたことから、当委員会は、取引5についても、その取得経緯及び実在性について検討することとした。

(1) 取引の実態

丁ソフトウェアは、H社において開発された、調達、生産、販売、物流、会計、人事等の企業の基幹業務にかかる情報を横断的に最適化するERPパッケージソフトウェアであり、対象会社は、H社と、平成25年6月付けで丁ソフトウェアの譲渡契約（恒久的な使用及び販売許諾契約）を締結し、その譲渡代金である184百万円は対象会社のH社に対する貸付金と相殺されていることが認められる。

当該譲渡契約については、その譲渡価格の検討にあたり、外部意見書を取得し、譲受価格を決定しており、この点について会社関係者は、以下のとおり説明している。

即ち、丁ソフトウェアは、既に顧客に提供されており、当該顧客に対する保守業務はH社に委託していた。対象会社は、すでに使用許諾権は取得していたものの、これは使用、販売に留まるもので、保守業務に必要となる設計情報等は有していなかったためである。

このような中、当時、H社の財務状況が芳しくなく、同社の風評が当該顧客に及ぼす影響、可能性としては低いとしても、今後法的手続きに移行した場合、設計情報を持たない対象会社は、保守業務を提供できなくなるため、H社から丁ソフトウェアの設計情報を取得することとした。

しかしながら、既に使用許諾権を取得している中で、その取得価格を検討するにあたっては、価格算定の基準となるものは、その時点で丁ソフトウェアのために支出していた費用しかなく、これを顧客への残提供期間に応じて算出することが適当と考え、丁ソフトウェアの保守料、丁ソフトウェアにかかるモジュールの使用許諾及び保守料の月額合計額約4百万円の45カ月分を目安に取得価格を定め、H社と交渉し、了承を得たものである。

このように、当該譲渡契約を締結し、丁ソフトウェアの設計情報を取得したことにより、対象会社が独自に保守業務を行える環境が整ったものである。

(2) 資産の実在性

当委員会は、実在性を確認するため、丁ソフトウェアの実査を依頼した。しかしながら、当該ソフトウェアは存在するものの、対象会社においてこれ稼働させるオフィスコンピューターを有していないことから、ソフトウェアを画面で確認

することはできず、対象会社から丁ソフトウェアに関する営業資料等の提出を受けたものの、同ソフトウェアの実査を行うことはできなかった。

そこで、当委員会は、前会計監査人に同ソフトウェアの監査内容を確認することでその実在性を検証することとした。

前会計監査人は、当委員会と同様に丁ソフトウェアの実査を行うことができず、丁ソフトウェアがインストールされている対象会社の顧客を訪問したものの、同社が使用しているオフィスコンピューターを実査することができなかったため、同顧客に対し、一体として賃貸されている、ハードウェア及びその付帯装置、ソフトウェアやアプリケーションをリスト化した賃借確認書を発行し、この回答をもって実在性を確認したと説明している。

そこで、当委員会において、前会計監査人が行った丁ソフトウェアにかかる賃借確認書を確認したところ、賃借確認書に添付されている賃貸資産リストの一部に記載が足りていない年次があった。そこで、前会計監査人に確認したところ、書式の変更によりリストの一部に正しく転記されていなかった旨説明しており、当委員会による調査において、丁ソフトウェアのアンインストールが行われた事実も確認されず、丁ソフトウェアが実在していなかったと認めることはできない。

(3) 取得価格の妥当性

前記のとおり、対象会社の会社関係者は、丁ソフトウェアの取得価格の検討にあたり、当時、丁ソフトウェアのために支出していた費用を基準とするほかなかった旨説明しており、当該会社関係者が説明した45か月という期間は、対象会社が取得した丁ソフトウェアの減価償却の期間とも合致しているものであり、設定した期間が不合理であるとまでは考えられない。

しかも、最終的には、丁ソフトウェアの設計情報を取得するには、取得金額についてのH社の承諾が不可欠であり、顧客のため早期に当該承諾を得るためにも、対象会社とH社との丁ソフトウェアにかかる既存取引の金額を基準にした譲渡価格で交渉することは一定の合理性が認められる。

丁ソフトウェアは、実際に顧客に提供され、対象会社に収益をもたらしているものであって、対象会社の収益に資さない資産を不合理な価格で取得したものであるとは認められない。

また、当該譲渡代金は、H社に対する貸付金の相殺により行われているが、当該決済方法により、前記の認定が覆るものでもない。

6. 取引 1 乃至取引 4 が行われた背景事情（主な原因）

前記のとおり、取引 4 においては、a 氏への資金の還流が認められているが、その用途につき、a 氏は、主として対象会社における営業費用や対象会社において費用負担すべきであった支出、取引 1 乃至取引 3 の原資及び緊急時のプール金の確保等のために行った旨説明している。

ア 営業経費の精算

a 氏は、対象会社が取引先との交渉を効率的に進められるよう、業界情報の取得のため、IT 業界のビジネスに影響のある人物から情報を収集しており、この支払が必要であった。当該支払は、本来、対象会社が負担すべき営業活動費であり、対象会社も、これにより多額の利益を計上することができたものの、領収書の受領が困難なものであったことから、これを個人的に負担せざるを得なかった。a 氏は、取引 4 により取得した資金の一部により当該支払を行っており、この点、当該人物も金銭の授受を認めている。

イ 借入金の返済

対象会社は、平成 18 年 6 月に大阪証券取引所に上場しているが、その上場準備において、a 氏は主幹事証券会社から「上場にあたり株主調査等を行う必要があるが、株主数が多いので買取って取り纏めてほしい。」と言われ、買取ることとした。この時、a 氏は、発行価格の 1.5 倍の価格を提示し、当該株主らもこれに納得したため、a 氏は、当該金額で株式を買取り、準備期間を経て、対象会社は株式を上場した。

しかしながら対象会社の株式は、想定以上の高値で取引されるに至ったことから、旧株主らは、a 氏に対し、買取価格と上場後の市場価格との差額について a 氏に支払うよう強く要求した。そこで、a 氏は、対象会社の役員らと協議し、役員らの大勢は、本来会社で対応すべきとの意見で一致したが、対象会社が対応し得る有効な解決策が見つからず、a 氏が個人で対応するほかなかった。上場直後に、旧株主らからの抗議が公となり対象会社が受けることとなる風評被害による主要取引先からの契約の解除、従業員の流出、業績や市況等以外を原因とする株価の暴落等を恐れた a 氏は、本意ではなかったものの、対象会社のため止む無く自身の株式を担保に金融機関から借入を行い、旧株主らに当該差額分の補填を行い、a 氏は、当該借入金の返済を行っていたが、取引 4 により取得した資金の一部により当該借入金を返済している。

なお、当該借入は、a 氏個人の名義で借入れているものではあるものの、経緯から言っても、a 氏個人が負担する理由はないものであり、当該旧株主らに対する対応は、対象会社が何らかの方法で解決する必要があったものと言える。

ウ 取引1乃至取引3の原資

a氏は、売上の増加を企図した取引1乃至取引3を行うための原資として取引4を行った旨説明しているが、実際には、取引1においては外部委託業務や商材を用いた架空取引を作出できたため、14百万円のみを充当し、取引2においては6百万円を充当している。

以上のとおり、a氏に還流した資金の用途について正確な覚知はできないものの、一部の証憑や関係者の説明等から、営業活動費の支払（80百万円）、旧株主への支払のための借入金の返済（57百万円）、取引1及び取引2の原資（20百万円）及びa氏個人の借入金の返済（82百万円）に充てられたことが認められる。

なお、a氏は調査期間内にa氏個人の借入金の返済等として90百万円を対象会社に支払っていることが認められ、当該還流資金の一部は実質的に返済されている。

第3 問題となる取引の会計処理における修正方針

1. 資産の売却にかかる関連取引（取引1）

対象会社のF社に対する資産の売却取引は、循環的取引であり、取引の実在性が認められないため、F社との取引において売上高及び売上原価を計上することは不適切である。よって、当該取引にかかる売上高及び売上原価を取り消し、取り消された売上取引にかかる在庫及び固定資産を資産計上することが適正な会計処理であると考えられる。

また、対象会社のA社及びB社に対する業務委託及び機器購入の取引は、F社への売買代金を捻出するために作出された架空取引であり、取引の実在性が認められないため、B社との取引を固定資産等に計上することは不適切である。よって、当該取引にかかる固定資産計上を取り消し、仮払金とすることが適正な会計処理であると考えられる。なお、対象会社のA社に対する業務委託等取引は、固定資産に計上されておらず、前渡金のまま計上されている。

取引1において売却の対象となった資産については、対象会社において計上されることとなり、これら在庫及び固定資産について検討を行う。

まず、甲サーバーは、資産の実在性については会計監査人等により対象会社の名義においてG社で保管されていることが確認されているものの、契約関係が曖昧であり、実際にG社に売買代金が支払われたのかも不明である。a氏が調査期間中に甲サーバーの代金相当額について返済したことに鑑みれば、甲サーバーに資産価値は認められず、売買代金額全額をC社との資金取引として取り扱うことが取引実態を保守的に表す適正な会計処理であると考えられる。

次に、乙ソフトウェアについては、平成27年3月付けで、対象会社が、自社のHPの取扱商品の表示から削除しており、その際、実際には販売しないに等しいと評価していることが認められることから、その時点において資産価値はないとして処理する必要があると考える。

また、丙ソフトウェアについては、平成26年3月期の下期において販売量が著しく減少していることから減損の兆候があると認められる。減損損失を検討するにあたって、現在の正味売却価額から当時の正味売却価額を推定し、平成26年3月期において50%程度の減損を行うことが適正な会計処理であると思われる。

そして、対象会社は、平成27年3月付けで、取引2の後、丙ソフトウェアに関する事業をS社に移管しており、翌期（平成28年5月期）の事業計画に対象会社における同ソフトウェアの販売は計画されておらず、収益性は認められないことから、資産価値はないとして平成27年3月期に残額を全額減損処理する必要があると考える。

2. 仕入販売取引（取引2）

対象会社の戊サーバーに関する取引については、事業計画の未達を解消させるため、売上高を増加させることを目的とした架空循環取引であり、販売及び仕入に関する取引の実在性を認めることはできないので売上及び売上原価を計上することは不適切である。よって、当該取引にかかる売上及び売上原価を取り消すことが適正な会計処理であると考ええる。

3. 期ずれ取引（取引3）

対象会社の庚ミドルウェアを含む己ハードウェアにかかる取引については、売上高を2,000百万円とさせるため、売上の増加を目的とした架空循環取引を行った上で、早期計上されたものであり、庚ミドルウェアはその販売及び仕入に関する取引の実在性を認めることはできないので、平成26年3月期にこれら売上及び売上原価を計上することは不適正である。

よって、庚ミドルウェアを含む己ハードウェアにかかる109百万円の売上及び売上原価86百万円を取り消し、平成27年3月期に、庚ミドルウェアを控除した売上81百万円及び売上原価57百万円を計上し、庚ミドルウェアについては、循環取引損失を計上することが適正な会計処理であると考ええる。

4. 事業用コンピューターの取得にかかる取引（取引4）

対象会社のa氏への資金の還流については、取引の実態としては対象会社とa氏の同一性及びその還流した資金の用途を考慮すると、仕入先からの対象会社に対する有形固定資産の購入代金の払い戻しであると考えられる。その上で、対象会社としては、a氏に対して返還を要求すべきである。

一方、a氏としては、この時点においては経費支払いのため及びa氏の借入金の返済のために対象会社より一時的に仮払いを受けた状況になっていると考えられる。その上で、a氏が当該資金を営業費用に充当し、かつ領収書を受領していたのであれば、対象会社にその領収書を提出することで、費用の立替及び立替経費の精算として会計処理することが認められる。しかしながら、実際は領収書を手できない経費支出を行っていたため、取引4のうち313百万円についてはa氏個人に対する仮払金として処理し、固定資産の取得原価から減額することが適正な処理であると考えられる。

なお、a氏は、対象会社に対し合計90百万円を返済しており、少なくとも取引4にかかるa氏個人の借入金の返済金については、対象会社の被害を弁償している。

5. ソフトウェアの取得にかかる取引（取引5）

対象会社の丁ソフトウェアに関する取引については、顧客において丁ソフトウェアを利用しており、かつ不合理な価格で取得したものであると認められないた

め会計処理の修正の必要性はないと考える。

6. 貸倒引当金の設定

前記までの会計処理の修正によって、対象会社には金銭債権が増加することとなり、当該金銭債権に対して、適切な貸倒引当金を設定する必要がある。

取引1にかかるA社に対する前渡金及びB社に対する仮払金について、循環的取引である性格上、その返済は見込めないことから、その全額につき貸倒引当金を計上すべきである。

また、甲サーバーにかかるC社に対する仮払金について、その返済は見込めないことから、その全額につき貸倒引当金を計上すべきである。

取引4にかかるa氏に対する仮払金の貸倒引当金の計上の有無について検討する。貸倒引当金は、将来における回収不能額を見越して計上する引当金であり、将来を予測するものであることから不確定な要素が多分にあり、担保の種類に応じた担保の処分見込額を算定する際の明確な数値基準もないところ、平成27年3月時点における資産及び債務の状況は資産の価格が超過している状況にあったこと、その後a氏の資産が増加する可能性が高い状況にあったこと、資産の時価の変動の可能性、特に不動産の時価が上昇する可能性が高い状況にあったこと、a氏は対象会社の代表取締役社長であり、返済する責任を負っている立場にあるとともに返済が期待しうる立場にある者であること、平成27年3月時点においてa氏の財産の状況等が悪化し回収不能となるような特段の事情は認められなかったことなどの事情が認められることなどを考慮し、貸倒引当金を計上する必要はないと思われる。

以上